

地理空間画像分析自動化のために設計されたソフトウェア、 米国輸出管理対象に追加

米国商務省は2020年1月6日、「地理空間画像分析を自動化するために特別に設計されたソフトウェア」に関する暫定最終規則を発表した。今回の規制対象となったソフトウェアは以下の通りである：（1）ユーザが「対象物の正例と負例」を示す「グラフィカル・ユーザ・インターフェイスを提供する」ソフトウェア、（2）「画素のバラつきを抑えるように正例の寸法、色及び回転の正規化」を用いるソフトウェア、（3）「深層畳み込みニューラルネットワーク（Deep Convolutional Neural Network）を、正例と負例の中から対象物を検出するように訓練する」ソフトウェア及び（4）「訓練された深層畳み込みニューラルネットワークを用いて地理空間画像における対象物を識別する」ソフトウェア。今後、そのようなソフトウェアを含む技術提供は、商務省の輸出許可を得る必要がある。この新しい許可要件は、特定のソフトウェア及びコンピュータ実施発明に関する特許手続に影響を与え得る。

最初に1979年に輸出管理法の規定により定められ、2018年に輸出管理改革法（Export Control Reform Act）に基づいて改訂されたように、米国商務省は、米国国防総省の同意を得た上で、米国商務省により「米国にとって少なくとも著しく軍事的に若しくは知的に有利である、又は外交政策上の理由を有する」とみなされる対象の輸出に対して許可要件を策定する権限を有する。

2020年1月6日付の連邦官報において、米国商務省安全保障局（Bureau of Industry and Security of the U.S. Department of Commerce）は、輸出管理規則（Export Administration Regulations, EAR）の特定の対象品目の制定と、カナダ以外の外国への輸出及び再輸出に関する許可要件の策定に係るEARの改訂を発表した。より具体的には、商務省は、「地理空間画像分析を自動化するために特別に設計されたソフトウェア」に関する暫定最終規則を発表した。具体的には、この規定の対象となるソフトウェアは、（1）ユーザが「対象物の正例と負例」を示す「グラフィカル・ユーザ・インターフェイスを提供する」ソフトウェア、（2）「画素のバラつきを抑えるように正例の寸法、色及び回転の正規化」を用いるソフトウェア、（3）「深層畳み込みニューラルネットワーク（Deep Convolutional Neural Network）を、正例と負例の中から対象物を検出するように訓練する」ソフトウェア及び（4）「訓練された深層畳み込みニューラルネットワークを用いて地理空間画像における対象物を識別する」ソフトウェアである。

この暫定規則の下、そのようなソフトウェアを（カナダ以外の）全ての外国へ輸出又は再輸出する場合、企業は必ず、米国商務省安全保障局の許可を得た上で記録保管などの継続中の要件を守らなければならない。

暫定最終規則として、そのようなソフトウェアの輸出は、2020年1月20日より管理されるが、パブリックコメント期間が並行して施行される。この新しい許可要件は、特定のソフトウェア及びコンピュータ実施発明に関する特許手続に影響を与え得る。また、この新しい輸出許可要件は、人工知能（AI）のソフトウェア及びシステムを対象とする初の規定であると思われる。